

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 19 日

鳥取県知事 平井伸治

## 1 調達内容

### （1）業務の名称及び数量

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業等及び介護事業所等に対するサービス継続支援事業等の受付・審査等業務に係る労働者派遣業務 一式

### （2）業務の仕様

入札説明書による。

### （3）業務の期間

ア 令和 8 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

イ 令和 8 年 9 月 1 日から同月 30 日まで

### （4）入札方法

入札は、紙入札により行うので、本件業務に係る派遣労働者 1 人の就業時間 1 時間当たりの派遣料金（単価）を入札金額として、入札書を作成すること。

なお、派遣料金の請求に当たっては、入札書に記載した金額に派遣した月の実績時間数の合計を乗じて得た金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって当該実績月の請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないで注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### （1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### （2）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が人材派遣の人材派遣に登録されている者であること。

### （3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### （4）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### （5）過去 5 年間（公告日を起算日とする。）に、国又は地方公共団体が発注した労働者派遣業務を受注し、業務完了している実績を有する者であること。

### （6）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、県内事業所について労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

### （7）別添介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業等及び介護事業所等に対するサービス継続支援事業等の受付・審査等業務に係る労働者派遣業務仕様書に基づき、労働者を派遣できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

## 4 入札手続等

### （1）入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課介護保険・施設担当

電話 0857-26-7175

電子メール choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課介護保険・施設担当

(3) 入札説明書等の交付方法

令和8年1月19日（月）から同月28日（水）までの間にインターネットの鳥取県長寿社会課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/221255.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月19日（月）から同月28日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年2月3日（火）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前9時までとする。）

イ 開札日時

即時開札

ウ 場所

鳥取県鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁議会棟3階第12第会議室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参により、令和8年1月28日（水）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件事務以外の用途には使用しない。
- (5) 入札書は、封かんの上、表面に業務の名称及び住所、商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。郵便等による入札の場合は、「入札書1回」、「入札書2回」及び「入札書3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、1の（4）で入札書に記載した金額に、入札説明書別添介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業等及び介護事業所等に対するサービス継続支援事業等の受付・審査等業務に係る労働者派遣業務仕様書の5の（3）の派遣期間中の就業見込み時間数の合計2,079時間を乗じて得た金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上

の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を、落札者とする。

なお、入札が予定価格に達しない場合は、直ちに再度の入札を行う。3 回で落札しない場合は、最低価格を提示した者と随意契約の交渉を行うものとする

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。